

定期預金共通規定

定期預金共通規定

定期預金規定（通帳・証書兼用）

積立定期預金規定・新型積立定期預金規定

定期積金規定

盗難通帳等による預金等の不正な払出し被害の補填等に関する特約（個人のお客さまへ）

新庄信用金庫

このたびは、当金庫の定期預金にお預け入れいただき、誠にありがとうございます。お預りいたしました定期預金は、本規定集によりお取扱いさせていただきますので、ご一読下さいます様、お願い申し上げます。

定期預金共通規定

定期預金共通規定

定期預金共通規定

（平成 30 年 1 月）

定期預金共通規定

- （証券類の受入）
 - 小切手その他の証券類を受け入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。
 - 受入れた証券類が不渡りとなった時は預金になりません。
- （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第3条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

 - （預金の解約、書換継続）
 - この預金を解約または書換継続する時は、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出して下さい。通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この通帳とともに提出して下さい。
 - 前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。
 - 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約する時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、証書（通帳）とともに当店に提出して下さい。
 - 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金契約者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - 預金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - 預金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜・プロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - その他前各号に準ずる行為。
 - 前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 - （届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）
 - 証書（通帳）や印象を失った時、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 - 証書（通帳）を再発行する場合には、当金庫所定の手料をいただきます。
 - （成年後見人等の届出）
 - 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出て下さい。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出て下さい。
 - すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出て下さい。
 - 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に、直ちに書面によって届け出て下さい。
 - 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - （印鑑照合）

証書（通帳）、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

 - （譲渡、質入れの禁止）
 - この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることは出来ません。
 - 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
 - （保険事故発生時における預金者からの相殺）
 - この預金（期日指定定期預金については、同規定第1条第1項および第2項に関わらず、自動継続期日指定定期預金については、同規定第2条第1項および第2項に関わらず）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することが出来ます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するため、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は、所定欄または当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印し、通知と同時に当金庫に提出して下さい。
 - 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、変動金利定期預金・自動継続変動金利定期預金については、利率の変更の際に、店頭に利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- （第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することが出来るものとします。

以上

定期預金（自動継続以外） 共通規定

- （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
 - この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日を用いるものとします。
 - 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
 - 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限り、す。
 - この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
 - 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）。
- （休眠預金等代替金に関する取扱い）
 - この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
 - 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 - 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

以上

期日指定定期預金規定

<非自動継続型>

- （預金の支払時期等）
 - 期日指定定期預金（以下「この預金」）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」）の満期日以後に利息とともに支払います。
 - 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の一年後の応当日（証書記載の据置期間満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することが出来ます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をして下さい。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定して下さい。
 - 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
 - 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- （利息）
 - この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - 1年以上2年未満・・・証書記載の「2年未満」の利率
 - 2年以上・・・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」）
 - この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - 当庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40%
 - 1年以上1年6ヵ月未満・・・・2年以上利率×50%
 - 1年6ヵ月以上2年未満・・・・2年以上利率×60%

- ⑤2年以上2年6ヵ月未満・・・・2年以上利率×70%
- ⑥2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・2年以上利率×90%
- （4）この預金の付利単位1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

この他、前記の「定期預金共通規定」を参照ください。

自由金利型定期預金（M型）規定

（スーパー定期）

<非自動継続型>

- （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」）の満期日以後に利息とともに支払います。
- （利息）
 - この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」）および証書記載の利率（以下「約定利率」）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この証書（通帳）とともに提出して下さい。
 - 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
 - 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合（以下「複利型の自由金利定期預金（M型）」）の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および証書記載の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - 当金庫がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6ヵ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。
 - 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合。
 - 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×50%
 - 1年以上3年未満・・・・・・・・約定利率×70%
 - 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合。
 - 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×40%
 - 1年以上1年6ヵ月未満・・・・約定利率×50%
 - 1年6ヵ月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 - 2年以上2年6ヵ月未満・・・・約定利率×70%
 - 2年6ヵ月以上4年未満・・・・約定利率×90%
 - 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合。
 - 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×40%
 - 1年以上1年6ヵ月未満・・・・約定利率×50%
 - 1年6ヵ月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 - 2年以上2年6ヵ月未満・・・・約定利率×70%
 - 2年6ヵ月以上3年未満・・・・約定利率×80%
 - 3年以上3年6ヵ月未満・・・・約定利率×90%
 - 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×40%
 - 1年以上1年6ヵ月未満・・・・約定利率×50%
 - 1年6ヵ月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 - 2年以上2年6ヵ月未満・・・・約定利率×70%
 - 2年6ヵ月以上3年未満・・・・約定利率×80%
 - 3年以上3年6ヵ月未満・・・・約定利率×90%
 - 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×90%
 - 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×90%
 - この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
 - （中間利息定期預金）
 - 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。
 - 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行（通帳等へ記載）しないこととし、次により取扱います。
 - 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書換継続する時は、証書の受領欄に届出の印章により記名押印して提出して下さい。通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この通帳とともに提出して下さい。
 - 中間利息定期預金のみを解約または書換継続する時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出し、この証書（通帳等）とともに提出して下さい。

この他、前記の「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

- 個人以外のこの積金の取引において、証書や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
 - 証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- （成年後見人等の届出）
 - 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
 - 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （印鑑照合）

払戻戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたらうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （譲渡、質入れの禁止）
 - この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
 - 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

- （保険事故発生時における積金契約者からの相殺）
 - この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、証書は届出押を印印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
 - 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）
 - この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
 - 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限りません。
 - この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
 - 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。

- （休眠預金等代替金に関する取扱い）
 - この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
 - 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
 - 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補填等に関する特約

（個人のお客様へ）

- （特約の適用範囲等）
 - この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」）で、払戻し（解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。）の際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書（以下「通帳等」）を提出する預金等について適用されます。
 - この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い。
 - 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い。
 - この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては現規定が適用されるものとします。
- （盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）
 - 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補填金を含む。以下同じ。）に相当する金額の補填を請求することができます。
 - 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
 - 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
 - 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補填対象額」）を補填するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
 - 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
 - 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填しません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。
 - 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。
 - 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - 通帳等の盗取が、戦争、暴挙等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
 - 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補填の請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合でも、その受けた限度において同様とします。
 - 当金庫が第2項の規定にもとづく補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
 - 当金庫が第2項の規定により補填を行った時は、当金庫は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

- （預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以 上